

公益財団法人 金沢芸術創造財団 職員採用試験実施要項

(漆芸工房専門員)

公益財団法人金沢芸術創造財団は、金沢21世紀美術館、金沢能楽美術館、金沢市民芸術村、金沢卯辰山工芸工房、金沢歌劇座などの施設の運営、各種事業の開催等を通して金沢市における芸術文化の創造と発信、人材育成を担っております。

この度、当財団の職員を次のとおり募集します。

受付期間：令和6年7月25日(木)～9月25日(水)

第1次試験：書類選考

第2次試験：面接試験 令和6年11月10日(日) 予定

第1次試験の合格者を対象とします。

1. 試験区分・採用予定者数等

試験区分	採用予定者数	主な職務内容
・漆芸工房専門員	1名	・技術研修者の育成及び指導 ・担当工房の施設や備品等の維持管理 ・研修者作品展等工芸工房事業の企画・実施 ・担当分野における研究活動 ・その他工芸工房職員としての業務

※職務内容について不明な点は、お問い合わせください。

2. 主たる勤務先

金沢卯辰山工芸工房（石川県金沢市卯辰町ト10番地）

3. 採用予定日

令和7年4月1日

ただし、採用日から3ヶ月間は、試用期間となります。

4. 雇用期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

5. 受験資格

次の全ての資格等を有することが必要です。

【漆芸工房専門員】

(1) 大学卒業又は同程度の学力を有する方

(2) 漆芸の伝統的な蒔絵等加飾技法と素材に習熟し、創造性豊かで造形表現力を具えた方

6. 欠格条項

次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (2) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

7. 提出書類

- ・ 専門員採用試験申込書
- ・ 小論文（様式に従い記述し、提出のこと）
- ・ 作品ポートフォリオ（作品名・サイズ・技法・制作年を明記。制作時期の順でA4サイズ1冊にまとめること。DVD、CD等は不可）
- ・ 研究論文・著書など（ある場合）

8. 試験の方法・会場・合否通知等

(1) 第1次試験（書類選考）

選考対象	・ 専門員採用試験申込書 ・ 小論文 ・ 作品ポートフォリオ ・ 研究論文・著書など（ある場合）
合否通知	令和6年10月中旬に、合否にかかわらず郵送で通知します

(2) 第2次試験（個別面接）※第1次試験の合格者を対象とします。

面接内容	人物及び専門的知識についての個別面接
日時	令和6年11月10日（日）予定
試験会場	金沢市第二本庁舎 金沢市柿木畠1番1号 TEL (076) 223-9888
合否通知	令和6年11月中旬に、合否にかかわらず郵送で通知します

9. 受験手続

区 分	内 容
申込書の 請求及び 提出先	上記7. の選考対象となる書類等一式を郵送又は持参により下記まで提出してください。なお専門員採用試験申込書及び小論文様式は、公益財団法人金沢芸術創造財団ホームページ https://www.kanazawa-arts.or.jp/ より7月25日（木）からダウンロードできます。 〒920-0999 石川県金沢市柿木畠1番1号 金沢市第二庁舎2階 公益財団法人金沢芸術創造財団 TEL(076)223-9888 FAX(076)261-5233
受付期間	令和6年7月25日(木)から令和6年9月25日(水)まで 持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません
受付時間	午前9時から午後5時まで
(郵送で申し込む場合の注意事項) ・「特定記録郵便」で送付してください。なお、差出しの際に郵便局の窓口で交付される受領証は、配達状況の確認に必要ですので、第1次試験の可否通知が到着するまで保管してください ・9月25日(水)午後5時必着とします	

10. 合格から採用まで

合格者は、令和7年4月1日に公益財団法人金沢芸術創造財団に採用される予定です。

11. 給与等及び待遇

種 類	内 容
初 任 給	新規大学卒業者の場合 220,200円 なお、高校・大学卒業後、職業経験など一定の経歴がある場合は、所定の金額が調整されます ※この額は令和6年4月1日現在におけるものです
昇 給	原則として1年に1回
諸 手 当	期末手当、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等をそれぞれの支給条件に応じて支給
勤務時間	週の平均勤務時間は38時間45分
休 日	工房休館日（火曜日）を含め週休2日制（ただし、工房事業との関わりで変則的勤務形態となる場合があります）

有給休暇	年次休暇、特別休暇(病気、結婚、出産、忌引等に要する休暇)
社会保険の加入	健康保険・厚生年金保険・雇用保険
災害補償	労働者災害補償保険法による補償

12. 問い合わせ先

〒920-0999 石川県金沢市柿木畠1番1号 金沢市第二本庁舎2階
 公益財団法人金沢芸術創造財団（担当 順教寺）

TEL (076)223-9888 FAX (076)261-5233

〒920-0832 石川県金沢市卯辰町ト10番地

金沢卯辰山工芸工房事務局（担当 村上）

TEL (076)251-7286 FAX (076)251-9113